

## 現下の経済変動に対応するための経営相談支援補助金について

### 1 目的

新型コロナ禍に加え、原油価格や原材料費の高騰、国際情勢など現下の複合的な要因による経済変動により事業活動に影響を受けている区内中小企業が事業再興に向けた事業計画の策定や各種補助金等の申請等にあたって、専門家を活用した支援を受けた際の費用を補助する。

### 2 対象

中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業者又は法人事業者）

※中小企業と同規模の特定非営利活動法人及び一般社団・財団法人等を含む。

### 3 補助対象経費

- (1) 経済変動に対応するための事業再興に向けた事業計画、販促計画等を策定するための相談料等
- (2) 各種補助金等の申請にあたって専門家の支援を受けた際の費用（文京区が実施している補助金を除く。）
- (3) 事業再興のための経営相談に係る費用

※ 活用の対象となる専門家

行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、民間コンサルタント等

※ 補助対象経費は、令和4年4月1日以降発生している経費とする。

※ 顧問契約に基づく相談を除く。

### 4 補助額

3(1)から(3)までの合計額とし、10万円を上限とする。

申請は1事業者1回のみとする。

### 5 申請期間

令和4年8月から12月まで